

# 徳島家畜衛生報

平成29年5月22日 発行  
徳島県家畜防疫衛生センター  
徳島家畜保健衛生所  
〒770-0045 徳島市南庄町5丁目9-4  
TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938  
阿南支所 〒774-0013 阿南市日開野町谷田  
483-3  
TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225



## 高病原性鳥インフルエンザ

国内では、平成28年11月28日青森県での発生から9道県12戸の農場において高病原性鳥インフルエンザが確認されました。

平成29年3月24日宮城県・千葉県を最後に発生は確認されていません。

また、野鳥の渡りのシーズンも終盤となってきたこと等を踏まえ、徳島県では「死亡羽数の徴求報告」を「週1回から月1回」に変更します。

環境省も「野鳥の監視体制対応レベル」を対応レベル3から対応レベル1に引き下げました。

しかし、近隣国ではまだ発生が認められている地域もありますので、引き続き飼養衛生管理基準の徹底や異常家きんの早期発見に万全を期していただくようお願いいたします。

# 死亡羽数の徴求報告 提出期限の変更

週1回⇒月1回

徳島県告示第281号により、死亡羽数の徴求報告が週1回から月1回に変更になりました。

○ 報告書提出期限は・・・

5月22日（月）から28日（日）までの死亡羽数

5月29日（月）から31日（水）までの死亡羽数

6月5日（月）  
正午までに報告

6月から月1回の報告

6月1日（木）から30日（金）までの死亡羽数

7月5日（水）  
正午までに報告

★ 報告書の提出期限

報告に係る月の翌月の5日の正午まで

（その日が日曜日、土曜日又休日に当たるときは、その翌日）

○ 報告書提出先は・・・

今まで同様、鶏等を飼養する農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所に提出して下さい。

# 野鳥監視体制 対応レベル3から対応レベル1 に引き下げ

全国での野鳥監視体制が対応レベル3から対応レベル1に引き下げられました。(5月11日24時)

●対応レベルの実施内容					
対応レベル	鳥類生息状況等調査	死亡野鳥等のHPAI検査			
		リスク種1	リスク種2	リスク種3	その他の種
対応レベル1	情報収集監視	1羽以上	3羽以上	10羽以上	10羽以上
対応レベル2	監視強化	1羽以上	1羽以上	10羽以上	10羽以上
対応レベル3	監視強化	1羽以上	1羽以上	5羽以上	10羽以上

●リスク種1とは…

ヒシクイ、マガン、シジュウカラ、コブハクチョウ、コハクチョウ、オオハクチョウ、オシドリ、キンクロハジロ、オジロワシ、オオワシ、チュウビ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、クマタカ、チョウゲンボウ、ハヤブサ

●リスク種2とは…

マガモ、オナガガモ、トモエガモ、ホシハジロ、スズガモ、カイツブリ、カンムリカイツブリ、ハジロカイツブリ、マナヅル、タンチョウ、ナベヅル、バン、オオバン、ユリカモメ、コハズク、ワシミズク

●リスク種3とは…

ヒドリガモ、カルガモ、コガモ、カワウ、ゴイサギ、アオサギ、ダイサギ、コサギ、ウミネコ、セグロカモメ、トビ、コミズク、コチュウゲンボウ等

●その他の種とは…

上記以外の鳥種すべて

【参考②：過去10年の野鳥等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(件)】

	H19-20	H20-21	H21-22	H22-23	H23-24	H24-25	H25-26	H26-27	H27-28	H28-29
野鳥等	5	0	0	61	0	0	0	8	0	210
糞便	0	0	0	1	0	0	0	3	0	5
水検体	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
計	5	0	0	62	0	0	0	12	0	218

本病の発生防止に万全を期すため、以下の事項の確実な実施について、ご協力をよろしくお願いします。

1. 野鳥や小動物の鶏舎等への侵入防止。
2. 農場出入り口・周辺での消毒（消石灰等）の徹底。
3. 異常家きんの早期発見，早期通報にご留意ください。  
鶏の日常の健康観察を徹底し，死亡率の急増等，  
鳥インフルエンザを疑う状況があれば，  
直ちに通報してください。

<連絡先> 徳島家畜保健衛生所 088-631-8950  
阿南支所 0884-22-0304

家畜保健衛生所は，休日・夜間も24時間対応しております。

4. 農場に出入りする人・車両の記録をお願いします。
5. 当所からの広報など鳥インフルエンザ関係情報の収集に努めてください。
6. 韓国，中国など発生国への不要不急の旅行は自粛をお願いします。

関係者全員が一致協力し，高病原性鳥インフルエンザの発生防止に努めましょう！

# 高病原性鳥インフルエンザの国内発生状況

## 国内における高病原性鳥インフルエンザの発生・検出状況(平成28年11月以降)

家きん ●: 確定事例(9道県12事例)  
すべてH5N6亜型

野鳥等 ★: 確定事例(22都道府県218事例)  
すべてH5N6亜型

※検査中  
●: 日付は家きんでは経路調査確定日、野鳥では検体の採材(回収)日  
●: [ ]はリスク種別、野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル(平成26年9月 環境省自然環境局)に基づき感度リスクの高い種(リスク種1>2>3>その他の種)



## 平成28-29年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生について

発生概要(全9道県 12農場 約166.7万羽)				農林水産省 対策本部	防疫対応状況(予定は最短の場合)			
事例	発生日 <sup>注1</sup>	発生場所	飼養羽数 <sup>注2</sup> /種別		措置完了日(0日目)	清浄性 確認検査	搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除
①	青森県 2016年 11月28日	青森市	約1.8万羽 あひる	11月28日	11月29日開始 12月6日完了	12月16日開始 12月21日完了	12月21日解除	12月27日解除
②	新潟県 2016年 11月29日	関川村	約31万羽 採卵鶏	11月28日	11月29日開始 12月6日完了	12月16日開始 12月20日完了	12月20日解除	12月27日解除
③	新潟県 2016年 11月30日	上越市	約24万羽 採卵鶏	11月30日	12月1日開始 12月6日完了	12月17日開始 12月21日完了	12月21日解除	12月28日解除
④	青森県 2016年 12月2日*	青森市	約4,700羽 あひる	12月2日 (持ち回り)	12月2日開始 12月5日完了	12月16日開始 12月21日完了	12月21日解除	12月27日解除
⑤	北海道 2016年 12月16日	清水町	約28万羽 採卵鶏	12月16日	12月17日開始 12月24日完了	1月4日開始 1月10日完了	1月10日解除	1月15日解除
⑥	宮崎県 2016年 12月19日	川南町	約12万羽 肉用鶏	12月19日	12月20日開始 12月21日完了	1月1日開始 1月5日完了	1月5日解除	1月12日解除
⑦	熊本県 2016年 12月27日	南関町	約8.2万羽 採卵鶏	12月26日 (持ち回り)	12月27日開始 12月28日完了	1月8日開始 1月12日完了	1月12日解除	1月19日解除
⑧	岐阜県 2017年 1月14日	山根町	約8.1万羽 採卵鶏	1月14日	1月14日開始 1月17日完了	1月28日開始 2月1日完了	2月1日解除	2月8日解除
⑨	宮崎県 2017年 1月24日	木城町	約17万羽 肉用鶏	1月24日	1月25日開始 1月26日完了	2月6日開始 2月10日完了	2月10日解除	2月17日解除
⑩	佐賀県 2017年 2月4日	江北町	約7.1万羽 肉用種鶏	2月4日 (持ち回り)	2月4日開始 2月6日完了	2月17日開始 2月21日完了	2月21日解除	2月28日解除
⑪	宮城県 2017年 3月24日	栗原市	約22万羽 採卵鶏	3月23日	3月24日開始 3月27日完了	4月7日開始 4月11日完了	4月11日解除	4月18日解除
⑫	千葉県 2017年 3月24日	旭市	約8.2万羽 採卵鶏	3月23日	3月24日開始 3月27日完了	4月7日開始 4月11日完了	4月11日解除	4月18日解除

注1) 遺伝子検査がH5亜型陽性又は簡易検査が陽性※により、疑似患者と判定した日。  
注2) 飼養羽数は、患者、疑似患者の羽数。(四捨五入しており、内訳の合計は総数に含まない。)

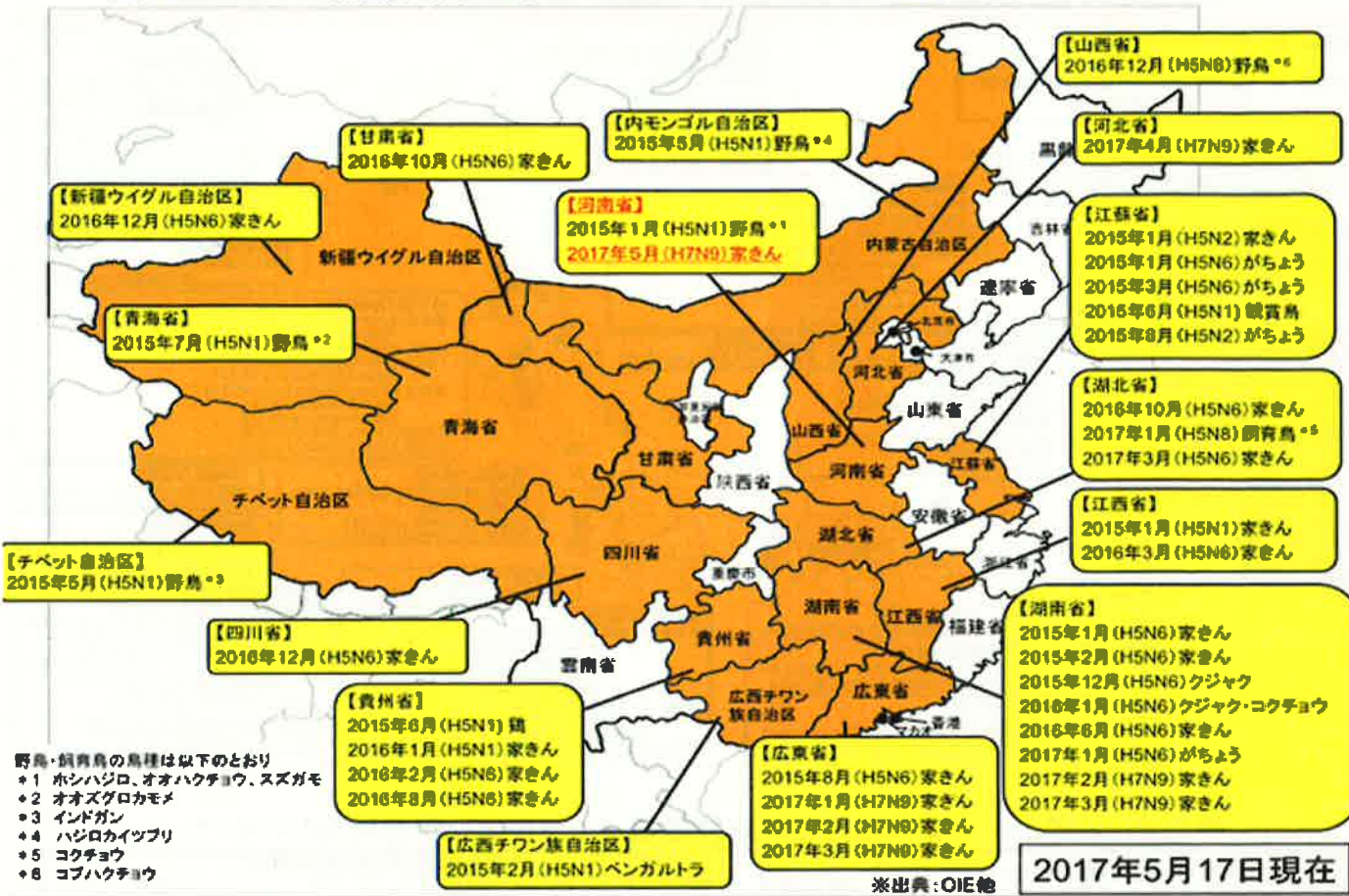


平成29年4月18日0時現在

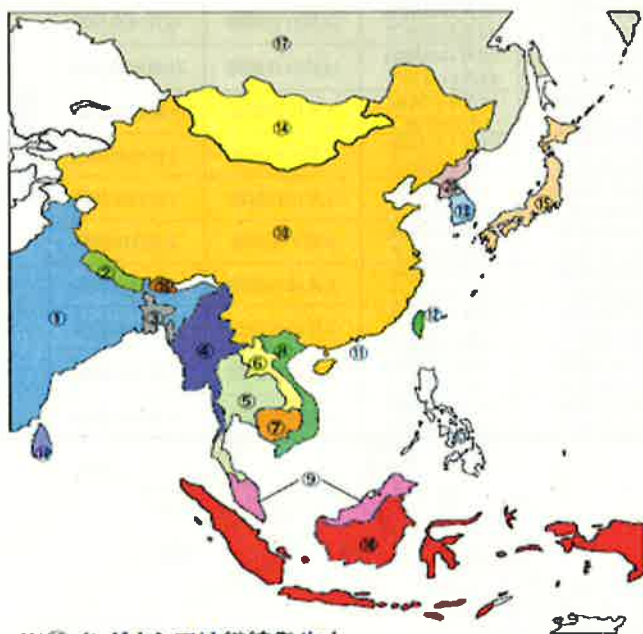
防疫対応完了

# 近隣国での高病原性鳥インフルエンザ発生状況

## 中国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2015年1月~)



## アジアにおける高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生状況



※⑱インドネシアは継続発生中

	①インド	②ネパール	③バングラデシュ	④ミャンマー	⑤タイ	⑥ラオス	⑦カンボジア	⑧ベトナム	⑨マレーシア	⑩中国	⑪香港	⑫韓国	⑬モンゴル	⑭日本	⑮フィリピン	⑯スリランカ	⑰北朝鮮
2015年																	
1月	●																
2月																	
3月	●																
4月	●																
5月																	
6月																	
7月																	
8月																	
9月																	
10月																	
11月																	
12月																	
2016年																	
1月	●																
2月																	
3月																	
4月																	
5月																	
6月																	
7月																	
8月																	
9月																	
10月																	
11月																	
12月																	
2017年																	
1月	●																
2月	●																
3月	●																
4月	●																
5月	●																

2017年5月17日現在

● 家畜 ● 野鳥 ▲ (発生日、検体採取日に基づく)  
 (● 高病原性鳥インフルエンザ、▲ 低病原性鳥インフルエンザ)

出典: OIE WAHID 他 ※野鳥の低病原性鳥インフルエンザについては、確認ができた台湾のみ記載

別記様式

徳島家畜保健衛生所長 殿

家畜伝染病予防法第 52 条に基づく報告徴求命令に対する報告

平成 年 月 日分

農場

		内 容	備 考
第1週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第2週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第3週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第4週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第5週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第6週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無		あり なし (いずれかに○)	

- 注 1 飼養羽数の備考欄には、健康状態についての異常、防鳥ネットの破損等の飼養衛生管理の異常等を記載すること。
- 2 死亡羽数の備考欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生した鶏等の畜舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。
- 3 この報告は、一月間の死亡羽数を取りまとめ、必ず翌月の5日までに最寄りの家畜保健衛生所に報告するものとする。
- 4 鶏等の畜舎が空舎の場合は、備考欄に「空舎」と記載すること。
- 5 飼養羽数は、月の初めの時点での羽数を記載すること。なお、月の途中で入雛があった時は、入雛時の羽数を記入すること。

報告者氏名 \_\_\_\_\_  
報告者連絡先 電話 \_\_\_\_\_  
ファクシミリ \_\_\_\_\_  
電子メール \_\_\_\_\_  
農場所在地 \_\_\_\_\_

※ なお、この報告書とは関係なく、死亡率の急増や鶏等の異常に気づいた場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に御連絡ください。